

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）第15条第1項の規定による医師の指定に関し、法、身体障害者福祉法施行令（以下「政令」という。）、身体障害者福祉法施行規則、厚生省告示第140号（昭和29年5月28日）及び山梨県身体障害者福祉法施行細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定事務

- 1 法第15条第1項の規定による山梨県知事（以下「知事」という。）の指定を受けようとする者は、次の書類を知事に提出するものとする。
 - (1) 細則第2条で規定する医師指定申出書
 - (2) 同意書（様式第1号）
 - (3) 履歴書（様式第2号）
 - (4) 医師免許証の写し
- 2 法第15条第1項の規定により山梨県知事の指定を受けた者（以下「法15条指定医」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、様式第3号により、その旨を知事に届け出るものとする。
 - (1) 法15条指定医の氏名の変更
 - (2) 法15条指定医の死亡
 - (3) 法15条指定医の退職又は廃業
 - (4) 診療に従事する医療機関の異動
 - (5) 診療に従事する医療機関の名称の変更
 - (6) 診療に従事する医療機関の所在地の変更
- 3 法第15条指定医が、政令第1条の2第2項の規定によりその指定の辞退する場合には、様式第4号により、その旨を知事に届け出るものとする。

第3 法15条指定医の指定基準

- 1 法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、指定を受けようとする障害区分に係る機能障害の医療に関係のある診療科名を標ぼうしている病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。

2 上記 1 に掲げる医療に関係のある診療科名については、概ね別表 1 のとおりとする。

第 4 社会福祉審議会の意見

法第 15 条第 2 項及び政令第 1 条の 2 第 3 項の規定による、医師の指定及びその指定の取消に当たっての社会福祉審議会の意見については、山梨県社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害者審査部会の決議をもってこれに当てるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 1 月 5 日から施行する。

(参考)

山梨県社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害者審査部会の内規により、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項の規定による指定医師の審査に当たっては、原則として医師免許取得後 5 年以上の経験を有することと規定されている。

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 印

医 師 指 定 申 出 書

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定を受けたいので、山梨県身体障害者福祉法施行細則第2条の規定により申し出ます。

診療に従事する 医療機関名	
診療に従事する 医療機関の所在地	
担 当 す る 診 療 科 目	
診 察 す る 障 害 の 種 類	肢体・視覚・聴覚又は平衡・音声言語又はそしやく・心臓・ じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓

注 次の書類を添付すること。

- 1 履歴書
- 2 医師免許の写し
- 3 医療機関の同意書

様式第 1 号

同 意 書

医 師 氏 名

医 療 機 関 名
及 び 所 在 地

担 当 診 療 科

上記の者が、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師として指定されることに
同意する。

平成 年 月 日

医 療 機 関 の 長 (印)

※注 指定申出医師と医療機関の長とが同一人物の場合も、申出書に添付してください。

身体障害者福祉法に基づく指定医師異動届

年 月 日

山梨県知事 殿

提出者 住所
氏名 印

次のとおり指定医師に異動が生じたので、届け出ます。

指定医師氏名		指定年月日	年 月 日
診療担当科名		異動年月日	年 月 日
異動理由	氏名変更 医療機関変更 退職・廃業 死亡 その他 ()		
氏名	異動前		
	異動後		
医療機関名称	異動前		
	異動後		
医療機関住所	異動前		
	異動後		
備考			

(記載上の注意)

- ・ 異動理由欄には、該当個所に○印を付与してください。「その他」欄に該当する場合には、カッコ内に具体的異動理由を記載してください。
- ・ 山梨県以外の地域への勤務地の異動、退職・廃業又は死亡の場合には、原則として、山梨県指定医師名簿から削除しますので、ご了承ください。

様式第4号

身体障害者福祉法に基づく指定医師辞退届

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏 名 印

身体障害者福祉法第15条第1項の規定により山梨県知事から指定された指定医師を辞退したので、届け出ます。

- 1 医療機関名及びその住所
- 2 診療担当科名
- 3 辞退年月日
- 4 辞退理由

別表 1

障害の区分	左に関係のある診療科名
視 覚 障 害	眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科（注1）
聴 覚 障 害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科（注2）
平 衡 機 能 障 害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
音声・言語機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
そしゃく機能障害	耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
肢 体 不 自 由	整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
心 臓 機 能 障 害	内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
じん臓機能障害	内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
呼吸器機能障害	内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
小 腸 機 能 障 害	内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
HIVによる免疫不全に伴う免疫の機能の障害	内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科（注3）
肝 臓 機 能 障 害	内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

（注1）眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。

（注2）耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。

（注3）エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。